

議案第198号

福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民に親しまれる文化芸術の拠点とするため、拠点文化施設の名称等を改める必要があるによる。

福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例

福岡市拠点文化施設条例（令和2年福岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市民ホール条例

第1条中「福岡市拠点文化施設（以下「拠点文化施設」を「福岡市民ホール（以下「市民ホール）」に改める。

第2条中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

第3条中「拠点文化施設」を「市民ホール」に、「文化活動・交流ホール」を「小ホール」に改める。

第4条から第14条までの規定中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

第15条第1項第1号中「文化活動・交流ホール」を「小ホール」に改め、同項第3号中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

第16条及び第19条から第22条まで並びに附則第2項及び附則第5項中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

別表第1中「文化活動・交流ホール」を「小ホール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。